

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の登)

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三号

鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十四條の二第一項の規定に基づき、鳥取県立消費生活センターの設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 県民の消費生活の安定及び向上を図るため、鳥取県立消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)を米子市に置く。

(業務)

第三条 消費生活センターは、次の各号に掲げる業務を行なう。

- 一 消費生活に関する知識の普及及び苦情の処理に関すること。
- 二 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。
- 三 商品の試験及び検査に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、消費生活の安定及び向上を図るために必要な業務

(規則への委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、消費生活センターの管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

目 次

- ◇ 条 例
 - 鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例
 - 鳥取県営駐車場事業特別会計条例
 - 交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例
 - 鳥取県職業訓練指導員講習受講手数料条例
 - 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県公害対策審議会設置条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県公害防止条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

鳥取県営駐車場事業特別会計条例をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四号

鳥取県営駐車場事業特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定に基づき、県営駐車場事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、県営駐車場事業収入、一般会計からの繰入金、借入金及び附属諸収入をもつてその歳入とし、県営駐車場事業費、借入金の償還金及び利子その他の諸支出をもつてその歳出とする。

附 則

この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五号

交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百十四条の第三項の規定に基づき、交通巡視員に対するその職務遂行上必要な被服の支給及び装備品の貸与に関する事項について定めることを目的とする。

(支給する被服)

第二条 交通巡視員に対し支給する被服(以下「支給品」という。)の品目、員数及び使用期間は、別表第一のとおりとする。ただし、警察本部長は、特別の事由があるときは、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

(貸与する装備品)

第三条 交通巡視員に対し貸与する装備品(以下「貸与品」という。)の品目及び員数は、別表第二のとおりとする。

(退職等の場合の措置)

第四条 交通巡視員がその身分を失つたときは、使用期間の終わらない支給品及び貸与品は、返納しなければならない。

2 交通巡視員が死亡したときは、前項の規定にかかわらず、支給品は、返納を要しないものとする。

3 交通巡視員が退職を命ぜられたときは、使用期間の終わらない支給品は、その使用期間を当該退職の期間に相当する期間延伸するものとし、貸与品は、返納しなければならない。

(公安委員会規則への委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一

品 目	員 数	使 用 期 間
冬 帽 子	一 個	二 十 四 月
夏 帽 子	一 個	二 十 四 月
冬 服	一 着	十 八 月
夏 服 上 衣	一 着	十 八 月
夏 服 (ズボン) (女子の交通巡視員にあつては、夏服スカート)	二 着	十 八 月
外 着	一 着	三 十 月
雨 衣	一 着	三 十 六 月
盛 夏 ワ イ シ ャ ツ	一 着	二 月
ワ イ シ ャ ツ	一 着	十 月
ネ ク タ イ	二 本	十 二 月
手 袋	一 組	十 二 月
く つ 下	六 足	十 二 月
短 ぐ つ	一 足	十 二 月
半 長 ぐ つ	一 足	二 十 四 月

備考 交通巡視員に任命後、はじめて支給品を支給するときは、盛夏ワイシャツについては二着、ワイシャツについては三着とする。

別表第二

品 目	員 数
交 通 巡 視 員 章	二 組
交 通 巡 視 員 手 帳	一 冊
警 笛	一 個
帯 革	一 本

鳥取県職業訓練指導員講習受講手数料条例をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第六号

鳥取県職業訓練指導員講習受講手数料条例

鳥取県職業訓練指導員養成訓練受講手数料条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第十一号)の全部を改正する。

(受講手数料の徴収)

第一条 職業訓練法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第三十九条第一号の規定又は昭和四十四年労働省告示第三十八号の第十号による講習の受講については、受講手数料を徴収する。

(受講手数料の額)

第二条 前条の受講手数料の額は、三千円とする。

附 則

この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第七号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三、六七四人」を「三、七〇一人」に、「三、二二六人」を「三、二五三人」に改め、同項第二号中「二五人」を「二四人」に改め、同項第九号中「九五五人」を「九四人」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第八号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

別表第三

使用区分	金額	
	小居室	大居室
一人で使用する場合	一人月額 二〇、九五〇円	一人で使用する場合 一人月額 二一、九五〇円
二人で使用する場合	一人月額 一九、九五〇円	二人で使用する場合 一人月額 二〇、九五〇円

備考 暖房期間中は、この表に定める使用料の額に一人月額四二五円を加算する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

(在寮者に対する配慮)

2 この条例の施行の際現に鳥取県立岩井長者寮を利用している者に係る使用料の額の決定については、この改正により著しい変動のないように措置するものとする。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第九号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表鳥取県立中央病院の項診療科名の欄中「放射線科」を「放射線科 麻酔科」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

鳥取県公害対策審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十号

鳥取県公害対策審議会設置条例の一部を改正する条例

鳥取県公害対策審議会設置条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第四号)の一部を次のように改正する。

題名中「設置」を削る。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この条例は、公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)

第二十九条第二項の規定に基づき、鳥取県公害対策審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県公害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十一号

鳥取県公害防止条例の一部を改正する条例

鳥取県公害防止条例(昭和四十四年十二月鳥取県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この条例は、県民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、法令に特別の定めがあるものを除くほか、公害の防止について必要な事項を定めることにより、県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

第二条第一項中「水質の汚濁」の下に「(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染」を加える。

第三条中「事業活動による」を「事業活動に伴つて生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等」に改める。

第三十六条中「汚水」の下に「、土壌の汚染」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。